



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月31日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課) 1
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 13
- ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 14
- ※滋賀県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則(人事課) 14
- ※職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則(人事課) 15
- ※地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則(人事課) 15

○ 訓 令

- ※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) 15
- ※滋賀県事務決裁規程の一部改正(人事課) 15
- ※行幸啓室設置規程の廃止(人事課) 16

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第18号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表知事公室の款秘書課の項を次のように改める。

秘書課	秘書第一係、秘書第二係、政策調査係
-----	-------------------

第4条第1項の表総合企画部の款DX推進課の項中「情報基盤係」を「管理係、情報基盤係」に改め、同表総務部の款人事課の項中「組織・定員係」の右に「行政監察・職場支援係」を加え、同表行政経営推進課の項中「業務改革係」を「業務改革推進係、業務改革支援係」に改め、同表びわこボートレース局の項を削り、同表文化スポーツ部の款中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同表文化芸術振興課の項を次のように改める。

観光政策局	
文化芸術振興課	管理係、びわ湖ホール整備係、振興係

第4条第1項の表観光文化スポーツ部の款スポーツ課の項中「施設係」の右に「競技スポーツ推進係」を加え、同表国スポ・障スポ大会局の項を削り、同表琵琶湖環境部の款下水道課の項中「下水道課」を「上下水道課」に、「企画係、施設管理・建設係、公共下水道係」を「下水道事業企画係、下水道施設管理・建設係、事業認可・支援係」に改め、同表自然環境保全課の項を次のように改める。

生物多様性保全課	企画係、保全対策係
----------	-----------

第4条第1項の表健康医療福祉部の款健康危機管理課の項中「管理係」を「管理・熱中症対策係」に、「感染症係」を「感染対策係、感染症予防係」に改め、同表健康しが推進課の項中「健康づくり係、共創推進係」を「管理係、健康づくり係」に改め、同表障害福祉課の項中「社会活動係、」を削り、「精神保健・障害認定係」を「精神保健福祉係、障害認定係」に改め、同表生活衛生課の項中「管理・営業係、水道係」を「衛生営業・動物愛護係」に改め、同表商工観光労働部の款中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同表イノベーション推進課の項中「モノづくり・地場産業振興係、近未来技術・スタートアップ推進係」を「地場産業振興係、技術革新推進係、次世代産業創出

係」に改め、同款観光振興局の項を削り、同表農政水産部の款畜産課の項中「生産衛生・耕畜連携係」を「生産・耕畜連携係、家畜衛生係」に改め、同款水産課の項中「漁場環境・資源係」を「アユ資源・漁場対策係」に改め、同表土木交通部の款中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、同款技術管理課の項中「企画振興係、」を削り、「土木電算係」を「建設産業魅力向上係、インフラDX係」に改め、同款中交通戦略課の項および都市計画課の項から建築課の項までを削り、同款の次に次のように加える。

交通まちづくり部	交通まちづくり政策課	総務係、企画調整第一係、企画調整第二係、景観係
	THEシガパーク推進課	公園行政係、公園企画係、公園整備係
	住宅課	管理係、公営住宅係、企画係
	建築課	営繕企画係、ファシリティ支援係、行政施設係、教育施設係、電気設備係、機械設備係
	建築開発課	指導係、建築安全係、宅地盛土係

第4条第2項の表文化芸術振興課の款を次のように改める。

観光政策局	観光文化スポーツ政策室	総務係、企画調整係
	シガリズム・DESTIネーションキャンペーン推進室	誘客促進係、地域資源活用係、DESTIネーションキャンペーン推進係、映像誘致係
	ビワイチ推進室	

第4条第2項の表スポーツ課の款交流推進室の項中「広域スポーツ係」の右に「、ワールドマスターズゲームズ推進係」を加え、同表国スポ・障スポ大会局の款を削り、同表循環社会推進課の款の次に次のように加える。

上下水道課	上下水道政策室	
障害福祉課	社会活動推進室	

第4条第2項の表観光振興局の款および建築課の款を削り、同表に次のように加える。

交通まちづくり政策課	事業推進室	地域交通係、まちづくり支援係
	鉄道ネットワーク室	広域鉄道係、地域鉄道係
THEシガパーク推進課	自然公園室	

第6条の表知事公室の部秘書課の款第1号中「(総務部の部びわこボートレース局の款を除く。)」を削り、同表総合企画部の部企画調整課の款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同款広域政策推進室の項に次の1号を加える。

(5) 2025年日本国際博覧会に関すること。

第6条の表総合企画部の部DX推進課の款に次の1号を加える。

(18) 業務改革(デジタル技術に係る部分に限る。)の推進に関すること。

第6条の表総務部の部総務課の款第14号中「の許認可案の審査および指導の総合調整」を削り、同部人事課の款第19号中「または局」を削り、同部行政経営推進課の款第6号中「推進」の右に「の総合調整」を加え、同款中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 業務改革の支援に関すること。

第6条の表総務部の部総務事務・厚生課の款第2号中「(びわこボートレース局を除く。)」を削り、同部びわこボートレース局の款を削り、同表文化スポーツ部の部中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同部文化芸術振興課の款中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第13号および第14号を削り、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同款第9号中「希望が丘文化公園」を「公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園」に改め、同号を同款第10号とし、同款中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 美術館に関すること。

(7) 博物館法の施行に関すること。

第6条の表観光文化スポーツ部の部文化芸術振興課の款美の魅力発信推進室の項を削り、同款の前に次のように加

える。

<p>観光政策局</p>	<p>観光文化スポーツ政策室</p>	<p>(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 局内の庶務に関すること。 (3) 観光文化スポーツ行政の総合企画および連絡調整に関すること。 (4) 観光、文化およびスポーツを通じた地域活性化に関すること。 (5) 観光施策の企画、立案および総合調整に関すること。 (6) 観光事業審議会に関すること。 (7) びわこビジターズビューローに関すること。 (8) 旅行業法に関すること。 (9) 住宅宿泊事業法に関すること。 (10) マリーナ指導要綱に関すること。 (11) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関すること。 (12) その他部内の他の課の所掌に属さない事項</p>
	<p>シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室</p>	<p>(1) 観光事業の振興および広報宣伝に関すること。 (2) 観光資源に関すること。 (3) 国際観光に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。） (4) 県産品の振興および販路拡大に関すること。 (5) ここ滋賀に関すること。 (6) ブランド施策の推進に関すること。 (7) デスティネーションキャンペーンの推進に関すること。 (8) 映像誘致および支援に関すること。</p>
	<p>ビワイチ推進室</p>	<p>(1) ビワイチに関する施策の推進に関すること。 (2) ビワイチ推進総合ビジョンに関すること。 (3) ビワイチに関する情報発信に関すること。 (4) ビワイチに係る市町および関係団体との連携に関すること。</p>

第6条の表観光文化スポーツ部の部スポーツ課の款に次の2号を加える。

- (6) 国民スポーツ大会に関すること。
- (7) 競技スポーツの推進に関すること。

第6条の表観光文化スポーツ部の部スポーツ課の款交流推進室の項に次の1号を加える。

- (6) ワールドマスターズゲームズに関すること。

第6条の表観光文化スポーツ部の部国スポ・障スポ大会局の款を削り、同表琵琶湖環境部の部琵琶湖保全再生課の款中第11号および第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同部下水道課の款中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同款第2号中「流域下水道に係る事務の連絡調整」を「水道および下水道に係る企画および総合調整」に改め、同款第4号中「こと」の右に「（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に関することを除く。）」を加え、同款中第7号および第8号を削り、第9号を第7号とし、同款第10号中「維持管理」の右に「（上下水道課上下水道政策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同款第8号とし、同款中第11号を削り、第12号を第9号とし、同款第13号中「流域下水道の計画および事業」を「流域下水道事業」に改め、同号を同款第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 水道事業の認可に関すること。

第6条の表琵琶湖環境部の部上下水道課の款第14号を削り、同款第15号中「下水道工事」を「水道工事および下水道工事」に改め、同号を同款第12号とし、同款第16号を削り、同款第17号中「公共下水道事業」を「水道事業および公共下水道事業」に改め、「こと」の右に「（上下水道課上下水道政策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同款第13号とし、同款中第18号を削り、第19号を第14号とし、第20号を第15号とし、同款第21号中「その他」の右に「水道および」を加え、同号を同款第16号とし、同款に次のように加える。

	<p>上下水道政策室</p>	<p>(1) 水道事業および下水道事業に係る地域計画の調整に関すること。 (2) 水道事業および下水道事業の官民連携の推進に関すること。 (3) 水道および下水道の災害復旧に関すること。</p>
--	----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		(4) 水道事業および下水道事業の連携強化に関すること。 (5) 汚水処理施設整備の総合調整に関すること。 (6) 水道および下水道の計画に関すること。
--	--	------------------------------------------------------------------------------------

第6条の表琵琶湖環境部の部びわ湖材流通推進課の款中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 滋賀県立近江富士花緑公園に関すること（しがモックに関することに限る。）。

第6条の表琵琶湖環境部の部自然環境保全課の款を次のように改める。

生物多様性保全課		(1) 課内の庶務に関すること。 (2) 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に関すること。 (3) 生物の多様性に関する施策の総合的な企画、立案、推進および調整ならびに調査研究に関すること。 (4) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に関すること。 (5) 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関すること。 (6) 滋賀県自然環境保全条例に関すること。 (7) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に関すること。 (8) ヨシ群落保全審議会に関すること。
----------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6条の表健康医療福祉部の部健康危機管理課の款中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 熱中症対策に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。

第6条の表健康医療福祉部の部障害福祉課の款中第6号および第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第14号とし、第18号から第20号までを3号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第18号とし、同款に次のように加える。

	社会活動推進室	(1) 障害者の社会参加促進の総合的な企画および調整に関すること。 (2) 障害者の就労支援に関すること。 (3) 発達障害者支援に関すること。 (4) ひきこもり対策に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
--	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6条の表健康医療福祉部の部生活衛生課の款中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表商工観光労働部の部中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同部商工政策課の款第3号中「商工観光労働行政」を「商工労働行政」に改め、同款第11号中「水環境ビジネス」を「環境ビジネス」に改め、同款第15号中「または局」を削り、同部イノベーション推進課の款第4号中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改め、同款第5号中「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改め、同部観光振興局の款を削り、同表土木交通部の部中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、同部監理課の款中第3号を削り、第4号を第3号とし、同款第5号中「（交通戦略課、住宅課および建築課を除く。）」を削り、同号を同款第4号とし、同款中第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同部技術管理課の款第1号中「土木交通行政」を「県土整備行政」に改め、「（建設技術に関することに限る。）」を削り、同部交通戦略課の款および都市計画課の款から建築課の款までを削り、同部流域政策局の款砂防室の項第3号中「流域政策局河川・港湾室」を「流域政策局河港管理室」に改め、同部の次に次のように加える。

交通まちづくり部

交通まちづくり政策課		(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 課内の庶務に関すること。 (3) 交通まちづくり行政の総合企画および連絡調整に関すること。 (4) 部内各課の建設工事等の入札および契約に関すること。 (5) 都市計画審議会および景観審議会に関すること。 (6) 都市計画区域に関すること。 (7) 都市計画区域の整備、開発および保全の方針に関すること。 (8) 市街化区域および市街化調整区域に関すること。 (9) 地域地区に関すること。
------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 都市計画制限区域(開発行為等の規制に係るものを除く。)に関すること。 (11) 滋賀地域交通計画に関すること。 (12) 屋外広告物および屋外広告業に関すること。 (13) 風致地区内における建築等の規制に関すること。 (14) 古都保存に関すること。 (15) 景観法の施行に関すること。 (16) ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の施行に関すること。 (17) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関すること。 (18) その他部内の他の課の所掌に属さない事項
	事業推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方バス対策地域連絡協議会に関すること。 (2) 地方バス路線の維持に関すること。 (3) 地域特性に応じた交通体系の構築に関すること。 (4) 都市施設計画(下水道に関するものを除く。)に関すること。 (5) 街路事業に関すること(認可に関することに限る。) (6) 市街地開発事業に関すること。 (7) 駐車場法の施行に関すること。 (8) その他地域交通の利便性向上および利用啓発に関すること。
	鉄道ネットワーク室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新幹線鉄道に関すること。 (2) 鉄軌道新線構想に関すること。 (3) 既存鉄道の運行機能等の強化および関連施設の整備に関すること。 (4) 鉄道駅のバリアフリー化に係る市町、鉄道事業者等との総合調整に関すること。 (5) 信楽高原鐵道株式会社に関すること。 (6) 県東部地域における公共交通網の検討および再編に関すること。 (7) 近江鐵道線のあり方に関すること。 (8) 近江鐵道線の活性化および利用促進に関すること。
THEシガパーク推進課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関すること。 (2) 公園に係る企画および連絡調整に関すること。 (3) 公園緑地事業に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。) (4) 公園の設計および工事の執行に関すること。 (5) 都市公園に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。) (6) THEシガパーク推進会議に関すること。 (7) 希望が丘文化公園に関すること。 (8) 滋賀県立近江富士花緑公園に関すること(しがモックに関するものを除く。) (9) 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に関すること。
	自然公園室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然公園における許可等に関すること。 (2) 自然保護地等の公有化および管理に関すること。 (3) 伊吹山自然再生に関すること。
住宅課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内、建築課および建築開発課の庶務に関すること。 (2) 宅地建物取引業に関すること。 (3) 積立式住宅建物販売業に関すること。 (4) 住宅施策の企画立案、連絡調整および普及啓発に関すること。 (5) 住生活基本計画に関すること。 (6) 市町住宅行政の連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 県営住宅の管理に関する事。 (8) 住宅関係の統計および調査等情報の収集提供に関する事。 (9) 公的住宅の普及促進に関する事。 (10) 住宅の技術相談に関する事。 (11) 県営住宅の建設、建替および住戸改善に関する事。 (12) 県営住宅の修繕、維持および景観対策に関する事。 (13) 住宅地区改良事業に関する事。 (14) 小規模住宅地区等改良事業に関する事。 (15) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。 (16) 住宅まちづくりに関する事。 (17) 住宅市街地基盤整備事業に関する事。 (18) 優良田園住宅に関する事。 (19) マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関する事。 (20) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出(宅地建物取引業者によるものに限る。)に関する事。 (21) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事。 (22) 子育て応援住宅認定事業に関する事。
建築課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県有建物の新築、営繕および改築工事の執行に関する事。 (2) 建築の設計および監督の受託に関する事。 (3) 県有建物の営繕および改築工事(知事部局の所属に係るものに限る。)の企画および進行管理に関する事。 (4) 技術職員の研修指導(建築および設備に係る事項に限る。)に関する事。 (5) 建築士法の施行に関する事。 (6) 建築士審査会ならびに2級建築士試験委員および木造建築士試験委員に関する事。
建築開発課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法の施行に関する事。 (2) 建築審査会に関する事。 (3) 独立行政法人住宅金融支援機構融資等の審査に関する事。 (4) 地区計画制度および建築協定に関する事。 (5) 租税特別措置法に基づく優良住宅または良質住宅の認定および住宅家屋証明に関する事。 (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。 (7) 民間建築物の耐震診断および耐震・バリアフリー改修に関する事。 (8) 民間建築物のアスベスト対策に関する事。 (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。 (10) 住宅の品質確保の促進等に関する事。 (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(解体工事の登録を除く。) (12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事(建築物に係るものに限る。) (13) だれもが住みたくする福祉滋賀のまちづくり条例の施行に関する事(特定施設の整備等に係るものに限る。) (14) がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。 (15) 租税特別措置法施行規則の規定に基づく建築物の確認に関する事。 (16) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事(低炭素建築物に係るものに限る。)

	<ul style="list-style-type: none"> (17) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する こと。 (18) 街なみ環境整備事業に関すること。 (19) 住宅市街地総合整備事業に関すること。 (20) 都市再開発事業に関すること。 (21) 宅地防災に関すること。 (22) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること。 (23) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること。 (24) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関すること。 (25) 開発審査会に関すること。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第8条第1項の表西部県税事務所の款中納税課の項を削り、課税二課の項の次に次のように加える。

滞納整理課	滞納整理一係、滞納整理二係
-------	---------------

第8条第1項の表南部県税事務所の款納税課の項を削り、同課課税課の項中「課税課」を「管理・課税課」に、「課税一係」を「管理係、課税一係」に改め、同課に次のように加える。

滞納整理課	
-------	--

第8条第1項の表中部県税事務所の款納税課の項を削り、同課課税課の項中「課税課」を「管理・課税課」に、「課税一係」を「管理係、課税一係」に改め、同課甲賀納税課の項を削り、同課に次のように加える。

滞納整理課	
甲賀管理課	
甲賀滞納整理課	

第8条第1項の表東北部県税事務所の款納税課の項を削り、同課課税課の項中「課税課」を「管理・課税課」に、「課税一係」を「管理係、課税一係」に改め、同課湖東納税課の項を次のように改める。

湖東管理課	
-------	--

第8条第1項の表東北部県税事務所の款に次のように加える。

滞納整理課	滞納整理一係、滞納整理二係
-------	---------------

第8条第1項の表大津土木事務所の款道路計画課の項中「道路整備第一係、道路整備第二係」を「道路整備係」に改め、同表甲賀土木事務所の款河川砂防課の項中「河川第一・ダム管理係、河川第二係」を「河川・ダム管理係」に改め、同表東近江土木事務所の款河川砂防課の項中「河川第三係」を削り、同表湖東土木事務所の款道路計画課の項中「国スポ・障スポ大会施設整備係」を削る。

第9条の表県税事務所の部管理課の款第8号中「納税貯蓄組合」の右に「および同連合会」を加え、同課中第10号を削り、第11号を第10号とし、同部中納税課の款を削り、甲賀納税課、高島納税課および湖東納税課の款を次のように改める。

甲賀管理課および湖東管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 徴収金の収納に関すること。 (2) 県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関すること（県税および県税付随の収支事務に限る。）（湖東管理課に限る。）。 (3) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関すること。 (4) 証明書等の交付および手数料の徴収に関すること。 (5) 県税の周知啓発および納税奨励に関すること。 (6) 納税貯蓄組合および同連合会に関すること。 (7) 自動車税の課税に係る受付および調査に関すること。 (8) 法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税および軽油引取税に係る申告等の受付に関すること（ゴルフ場利用税にあつては、甲賀管理課に限る。）。 (9) 軽油引取税の免税軽油使用者証等の交付に関すること（農業、林業または船舶に限る。）。
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第9条の表県税事務所の部課税課の款中「課税課」を「管理・課税課」に改め、同課中第6号を削り、第5号を第16号とし、第4号を第15号とし、第3号を第13号とし、同課の次に次の1号を加える。

(14) 不動産取得税の徴収猶予（地方税法第15条に係るものを除く。）に関すること。

第9条の表県税事務所の部管理・課税課の款中第2号を第12号とし、第1号を第11号とし、同課の前に次の10号を

加える。

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 徴収金の収納に関すること。
- (3) 過誤納に係る徴収金の還付および充当に関すること。
- (4) 県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関すること（県税および県税付随の収支事務に限る。）。
- (5) 欠損処分に関すること。
- (6) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関すること。
- (7) 証明書等の交付および手数料の徴収に関すること。
- (8) 県税の周知啓発および納税奨励に関すること。
- (9) 納税貯蓄組合および同連合会に関すること。
- (10) 自動車税の課税に係る受付および調査に関すること。

第9条の表県税事務所の部管理・課税課の款に次の1号を加える。

- (17) その他所内の他の課の所掌に属さない事項

第9条の表県税事務所の部課税一課の款第6号を削り、同部課税二課の款第5号中「自動車税の滞納整理」を「不動産取得税の徴収猶予（地方税法第15条に係るものを除く。）」に改め、同部軽油引取税課の款第5号中「自動車税の滞納整理」を「軽油引取税の徴収猶予（地方税法第15条に係るものを除く。）」に改め、同部に次のように加える。

滞納整理課および甲賀滞納整理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 滞納整理（所内の他の課の所掌に属することを除く。）および滞納処分の企画、管理および執行に関すること。 (2) 徴収金の徴収嘱託および徴収受託に関すること。 (3) 延滞金の減免に関すること。 (4) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関すること。 (5) 市町への税の徴収および滞納処分等の助言に関すること。 (6) 自動車税の課税に係る調査に関すること。
高島納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 滞納整理および滞納処分の企画、管理および執行に関すること。 (2) 徴収金の収納に関すること。 (3) 延滞金の減免に関すること。 (4) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関すること。 (5) 証明書等の交付および手数料の徴収に関すること。 (6) 県税の周知啓発および納税奨励に関すること。 (7) 納税貯蓄組合および同連合会に関すること。 (8) 自動車税の課税に係る受付および調査に関すること。 (9) 法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税および軽油引取税に係る申告等の受付に関すること。 (10) 軽油引取税の免税軽油使用者証等の交付に関すること（農業、林業または船舶に限る。）。

第9条の表自動車税事務所の部課税課の款第4号を削り、同表健康福祉事務所の部第30号中「特別児童扶養手当」を削り、同表土木事務所の部道路計画課（南部土木事務所にあつては、道路計画第一課および道路計画第二課）の款第11号を削り、同部木之本支所の款管理課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条の表美術館の款中「学芸課」の右に「美術館創造・リレーション課」を加え、同表南部流域下水道事務所の款中「施設整備係、湖南中部施設管理係」を「土木施設係、電気機械設備係」に改め、同表北部流域下水道事務所の款中「施設整備係、管渠係、^{きよ}東北部施設管理係」を「計画調整係、土木施設係、電気機械設備係」に改め、同表工業技術総合センターの款中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改め、同表東北部工業技術センターの款中「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改める。

第12条の表政策研修センターの部の次に次のように加える。

ここ滋賀	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県産品の販売促進に関すること。 (2) 観光情報の提供および観光振興に関すること。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) その他本県の情報発信に関すること。

第12条の表美術館の部総務課の項第4号中「学芸課」を「他の課」に改め、同部学芸課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同部に次のように加える。

美術館創造・リレーション課	(1) 美術館の整備に関すること。 (2) 美術館の広報に関すること。 (3) 企業・大学・地域・福祉等との連携に関すること。 (4) 寄附の獲得等資金調達に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第12条の表工業技術総合センターの部中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改め、同部第4号中「工業技術」を「産業技術」に改め、同表東北部工業技術センターの部中「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改め、第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 産業技術の情報および調査研究に関すること。

第12条の表ここ滋賀の部を削る。

別表第4項中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(i) 滋賀県ここ滋賀

東京都

別表第8項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同項第1号中「滋賀県工業技術総合センター」を「滋賀県南部産業技術共創センター」に改め、同項第2号中「滋賀県東北部工業技術センター」を「滋賀県北部産業技術共創センター」に改め、同項第5号を削り、同表第10項中「土木交通部」を「県土整備部」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる部課局またはその他の機関の課長、副局長、参事、総括補佐、課長補佐、主任専門員、専門幹、主幹、専門員、副主幹、主任主査、参事員もしくは主査または課付もしくは局付を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局またはその他の機関の課長、副局長、参事、総括補佐、課長補佐、主任専門員、専門幹、主幹、専門員、副主幹、主任主査、参事員もしくは主査または課付もしくは局付を命ぜられたものとする。

文化スポーツ部文化芸術振興課	観光文化スポーツ部文化芸術振興課
文化スポーツ部文化財保護課	観光文化スポーツ部文化財保護課
文化スポーツ部スポーツ課	観光文化スポーツ部スポーツ課
琵琶湖環境部下水道課	琵琶湖環境部上下水道課
琵琶湖環境部自然環境保全課	琵琶湖環境部生物多様性保全課
商工観光労働部商工政策課	商工労働部商工政策課
商工観光労働部産業立地課	商工労働部産業立地課
商工観光労働部中小企業支援課	商工労働部中小企業支援課
商工観光労働部イノベーション推進課	商工労働部イノベーション推進課
商工観光労働部労働雇用政策課	商工労働部労働雇用政策課
商工観光労働部女性活躍推進課	商工労働部女性活躍推進課
商工観光労働部観光振興局	観光文化スポーツ部観光政策局
土木交通部監理課	県土整備部監理課
土木交通部技術管理課	県土整備部技術管理課
土木交通部用地事業支援課	県土整備部用地事業支援課
土木交通部道路整備課	県土整備部道路整備課
土木交通部道路保全課	県土整備部道路保全課
土木交通部住宅課	交通まちづくり部住宅課
土木交通部建築課	交通まちづくり部建築課
土木交通部流域政策局	県土整備部流域政策局

工業技術総合センター	南部産業技術共創センター
東北部工業技術総合センター	北部産業技術共創センター

3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課局またはその他の機関に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課局またはその他の機関に勤務を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

文化スポーツ部文化財保護課記念物・埋蔵文化財係長	観光文化スポーツ部文化財保護課記念物・埋蔵文化財係長
文化スポーツ部スポーツ課管理係長	観光文化スポーツ部スポーツ課管理係長
文化スポーツ部スポーツ課施設係長	観光文化スポーツ部スポーツ課施設係長
琵琶湖環境部下水道課総務調整係長	琵琶湖環境部上下水道課総務調整係長
琵琶湖環境部下水道課経営管理係長	琵琶湖環境部上下水道課経営管理係長
琵琶湖環境部下水道課施設管理・建設係長	琵琶湖環境部上下水道課下水道施設管理・建設係長
健康医療福祉部健康危機管理課管理係長	健康医療福祉部健康危機管理課管理・熱中症対策係長
健康医療福祉部健康危機管理課感染症係長	健康医療福祉部健康危機管理課感染対策係長
健康医療福祉部障害福祉課精神保健・障害認定係長	健康医療福祉部障害福祉課障害認定係長
健康医療福祉部生活衛生課管理・営業係長	健康医療福祉部生活衛生課衛生営業・動物愛護係長
商工観光労働部商工政策課総務係長	商工労働部商工政策課総務係長
商工観光労働部商工政策課ビジネス振興・海外展開支援係長	商工労働部商工政策課ビジネス振興・海外展開支援係長
商工観光労働部産業立地課産業立地推進係長	商工労働部産業立地課産業立地推進係長
商工観光労働部中小企業支援課商業支援係長	商工労働部中小企業支援課商業支援係長
商工観光労働部中小企業支援課活性化推進係長	商工労働部中小企業支援課活性化推進係長
商工観光労働部イノベーション推進課モノづくり・地場産業振興係長	商工労働部イノベーション推進課地場産業振興係長
商工観光労働部イノベーション推進課近未来技術・スタートアップ推進係長	商工労働部イノベーション推進課技術革新推進係長
農政水産部畜産課生産衛生・耕畜連携係長	農政水産部畜産課生産・耕畜連携係長
土木交通部監理課総務係長	県土整備部監理課総務係長
土木交通部監理課審査契約係長	県土整備部監理課審査契約係長
土木交通部技術管理課土木電算係長	県土整備部技術管理課インフラDX係長
土木交通部用地事業支援課用地支援係長	県土整備部用地事業支援課用地支援係長
土木交通部道路整備課総務経理係長	県土整備部道路整備課総務経理係長
土木交通部道路整備課企画係長	県土整備部道路整備課企画係長
土木交通部道路整備課建設係長	県土整備部道路整備課建設係長
土木交通部道路保全課交通安全対策室参事	県土整備部道路保全課交通安全対策室参事
土木交通部住宅課公営住宅係長	交通まちづくり部住宅課公営住宅係長
土木交通部建築課行政施設係長	交通まちづくり部建築課行政施設係長
土木交通部建築課教育施設係長	交通まちづくり部建築課教育施設係長
土木交通部建築課電気設備係長	交通まちづくり部建築課電気設備係長
土木交通部建築課機械設備係長	交通まちづくり部建築課機械設備係長
土木交通部流域政策局河港管理室総務経理係長	県土整備部流域政策局河港管理室総務経理係長
土木交通部流域政策局河港管理室行政第一係長	県土整備部流域政策局河港管理室行政第一係長
土木交通部流域政策局河港管理室行政第二係長	県土整備部流域政策局河港管理室行政第二係長
土木交通部流域政策局河港事業室長	県土整備部流域政策局河港事業室長
土木交通部流域政策局河港事業室河川環境係長	県土整備部流域政策局河港事業室河川環境係長
土木交通部流域政策局流域治水政策室室長補佐	県土整備部流域政策局流域治水政策室室長補佐
土木交通部流域政策局流域治水政策室流域治水係長	県土整備部流域政策局流域治水政策室流域治水係長

土木交通部流域政策局水源地域対策室長	県土整備部流域政策局水源地域対策室長
土木交通部流域政策局砂防室事業係長	県土整備部流域政策局砂防室事業係長
西部県税事務所納税課納税二係長	西部県税事務所滞納整理課滞納整理二係長
南部県税事務所課税課課税二係長	南部県税事務所管理・課税課課税二係長
中部県税事務所課税課長	中部県税事務所管理・課税課長
中部県税事務所課税課課税一係長	中部県税事務所管理・課税課課税一係長
東北部県税事務所課税課長	東北部県税事務所管理・課税課長
東北部県税事務所課税課課税一係長	東北部県税事務所管理・課税課課税一係長
東北部県税事務所湖東納税課納税二係長	東北部県税事務所滞納整理課滞納整理二係長
大津土木事務所道路計画課道路整備第一係長	大津土木事務所道路計画課道路整備係長
甲賀土木事務所河川砂防課河川第一・ダム管理係長	甲賀土木事務所河川砂防課河川・ダム管理係長
南部流域下水道事務所施設整備係長	南部流域下水道事務所土木施設係長
南部流域下水道事務所湖南中部施設管理係長	南部流域下水道事務所電気機械設備係長
北部流域下水道事務所施設整備係長	北部流域下水道事務所計画調整係長
北部流域下水道事務所管渠係長	北部流域下水道事務所土木施設係長
工業技術総合センター電子システム係長	南部産業技術共創センター電子システム係長
工業技術総合センター機械システム係長	南部産業技術共創センター機械システム係長
工業技術総合センター有機材料係長	南部産業技術共創センター有機材料係長
工業技術総合センター食品・プロダクトデザイン係長	南部産業技術共創センター食品・プロダクトデザイン係長
工業技術総合センター信楽窯業技術試験場長	南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場長
工業技術総合センター信楽窯業技術試験場陶磁器デザイン係長	南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場陶磁器デザイン係長
工業技術総合センター信楽窯業技術試験場セラミック材料係長	南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場セラミック材料係長
東北部工業技術センター次長	北部産業技術共創センター次長
東北部工業技術センター管理係長	北部産業技術共創センター管理係長
東北部工業技術センター有機環境係長	北部産業技術共創センター有機環境係長
東北部工業技術センター繊維・デザイン係長	北部産業技術共創センター繊維・デザイン係長
東北部工業技術センター金属材料係長	北部産業技術共創センター金属材料係長

(滋賀県財務規則の一部改正)

- 5 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「(総務部びわこボートレース局を除く。)」を削る。
(滋賀県大規模小売店舗立地審議会規則等の一部改正)
- 6 次に掲げる規則の規定中「商工観光労働部中小企業支援課」を「商工労働部中小企業支援課」に改める。
 - (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会規則(平成25年滋賀県規則第65号)第6条
 - (2) 滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会規則(平成25年滋賀県規則第64号)第6条
 - (3) 滋賀県中小企業調停審議会規則(昭和33年滋賀県規則第69号)第11条
 - (4) 滋賀県貸金業法施行細則(昭和58年滋賀県規則第61号)第3条
 (滋賀県産業振興審議会規則の一部改正)
- 7 滋賀県産業振興審議会規則(平成25年滋賀県規則第63号)の一部を次のように改正する。
第7条中「商工観光労働部商工政策課」を「商工労働部商工政策課」に改める。
(滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 8 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例施行規則(平成2年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。
第24条中「商工観光労働部イノベーション推進課」を「商工労働部イノベーション推進課」に改める。
(滋賀県中小企業活性化審議会規則の一部改正)
- 9 滋賀県中小企業活性化審議会規則(平成25年滋賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。
第5条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

(滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会規則の一部改正)

- 10 滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会規則(平成30年滋賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会規則

第1条中「滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」に改める。

第5条中「文化スポーツ部文化芸術振興課」を「観光文化スポーツ部観光政策局」に改める。

(滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会規則の一部改正)

- 11 滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会規則(平成25年滋賀県規則第74号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会規則

第1条中「滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会」に改める。

第7条中「土木交通部技術管理課」を「県土整備部技術管理課」に改める。

(滋賀県入札監視委員会規則の一部改正)

- 12 滋賀県入札監視委員会規則(平成25年滋賀県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第5条中「土木交通部監理課」を「県土整備部監理課」に改める。

(滋賀県公共事業評価監視委員会規則の一部改正)

- 13 滋賀県公共事業評価監視委員会規則(平成25年滋賀県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第6条中「土木交通部監理課」を「県土整備部技術管理課」に改める。

(滋賀県建設工事事故特別調査委員会規則等の一部改正)

- 14 次に掲げる規則の規定中「土木交通部技術管理課」を「県土整備部技術管理課」に改める。

(1) 滋賀県建設工事事故特別調査委員会規則(平成25年滋賀県規則第78号)第7条

(2) 滋賀県教育委員会建設工事等総合評価審査委員会規則(平成28年滋賀県規則第75号)第5条

(3) 滋賀県警察本部建設工事等総合評価審査委員会規則(平成26年滋賀県規則第45号)第5条

(滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則および滋賀県河川整備計画検討委員会規則の一部改正)

- 15 次に掲げる規則の規定中「土木交通部流域政策局」を「県土整備部流域政策局」に改める。

(1) 滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則(平成26年滋賀県規則第30号)第27条

(2) 滋賀県河川整備計画検討委員会規則(平成25年滋賀県規則第79号)第7条

(滋賀県建築士法施行細則の一部改正)

- 16 滋賀県建築士法施行細則(昭和31年滋賀県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第10条中「滋賀県土木交通部建築課」を「滋賀県交通まちづくり部建築課」に改める。

(滋賀県都市公園条例施行規則の一部改正)

- 17 滋賀県都市公園条例施行規則(昭和53年滋賀県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「土木交通部都市計画課」を「交通まちづくり部THEシガパーク推進課」に改める。

(滋賀県観光事業審議会規則の一部改正)

- 18 滋賀県観光事業審議会規則(平成25年滋賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第7条中「商工観光労働部観光振興局」を「観光文化スポーツ部観光政策局」に改める。

(滋賀県男女共同参画審議会規則の一部改正)

- 19 滋賀県男女共同参画審議会規則(平成14年滋賀県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「商工観光労働部女性活躍推進課」を「商工労働部女性活躍推進課」に改める。

(滋賀県文化審議会規則の一部改正)

- 20 滋賀県文化審議会規則(平成21年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第7条中「文化スポーツ部文化芸術振興課」を「観光文化スポーツ部文化芸術振興課」に改める。

(滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

- 21 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則(平成30年滋賀県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第21条中「琵琶湖環境部下水道課」を「琵琶湖環境部上下水道課」に改める。

(滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部改正)

22 滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成31年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「琵琶湖環境部下水道課(以下「下水道課」を「琵琶湖環境部上下水道課(以下「上下水道課」に改める。

第7条中「琵琶湖環境部下水道課長」を「琵琶湖環境部上下水道課長」に改め、「いう。)」の右に「、交通まちづくり部THEシガパーク推進課長」を加える。

第20条、第23条第4項、第28条、第29条第1項および第3項ならびに第31条中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第105条中「琵琶湖環境部下水道課」を「琵琶湖環境部上下水道課、交通まちづくり部THEシガパーク推進課」に改める。

第110条第2項から第4項まで、第113条および第114条中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

別記様式第10号中「滋賀県下水道課」を「滋賀県上下水道課」に改める。

(滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

23 この規則の施行の際現にある前項の規定による改正前の滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則別記様式第10号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正)

24 滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則(昭和42年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「土木交通部長」を「県土整備部長」に改める。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第19号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表参事の項の次に次のように加える。

政 策 監	知事公室または部のうち必要と認めるもの	上司の命を受け、知事公室または部の事務のうち、知事が指定する特定の事務に参画する。
-------	---------------------	-------------------------------------------

第3条第1項の表びわこボートレース局長の項および国スポ・障スポ大会局長の項を削り、同表観光振興局長の項を次のように改める。

観 光 政 策 局 長	観 光 政 策 局	観光政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------	-----------	---------------------------

第3条第1項の表財産活用推進室長の項の次に次のように加える。

観光文化スポーツ政策室長	観 光 政 策 局	局長の指揮監督を受け、観光文化スポーツ政策室の事務を掌理する。
シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長	観 光 政 策 局	局長の指揮監督を受け、シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室の事務を掌理する。
ビワイチ推進室長	観 光 政 策 局	局長の指揮監督を受け、ビワイチ推進室の事務を掌理する。

第3条第1項の表美の魅力発信推進室長の項、総務企画室長の項、広報・県民運動室長の項、競技運営室長の項、施設調整室長の項および競技力向上対策室長の項を削り、同表廃棄物対策室長の項の次に次のように加える。

上 下 水 道 政 策 室 長	上 下 水 道 課	課長の指揮監督を受け、上下水道政策室の事務を掌理する。
社 会 活 動 推 進 室 長	障 害 福 祉 課	課長の指揮監督を受け、社会活動推進室の事務を掌理する。

第3条第1項の表観光企画室長の項、シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長の項、ビワイチ推進室長の項および建築指導室長の項を削り、同表砂防室長の項の次に次のように加える。

事 業 推 進 室 長	交通まちづくり政策課	課長の指揮監督を受け、事業推進室の事務を掌理する。
鉄道ネットワーク室長	交通まちづくり政策課	課長の指揮監督を受け、鉄道ネットワーク室の事務を掌理する。

自然公園室長	THEシガパーク推進課	課長の指揮監督を受け、自然公園室の事務を掌理する。
--------	-------------	---------------------------

第3条第1項の表マーケティングマネージャーの項を削る。

第5条の表副所長の項中 「衛生科学センター」を「ここ滋賀」に改め、同表次長の項中 「工業技術総合センター」を「ここ滋賀」を「衛生科学センター」に改め、同表信楽窯業技術試験場長の項中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改め、同表信楽窯業技術試験場長の項中「工業技術総合センター」を「北部産業技術共創センター」に改め、同表信楽窯業技術試験場長の項中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改める。

第8条の表中「土木交通部道路保全課長」を「県土整備部道路保全課長」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第20号

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則（平成28年滋賀県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「国スポ・障スポ大会局長」を削り、「観光振興局長」を「観光政策局長」に改め、「中央子ども家庭相談センター、」を削り、「大津土木事務所、政策研修センター」の右に「、ここ滋賀」を加え、「工業技術総合センター、ここ滋賀」を削り、「主席企画員」を「原子力防災室長、主席企画員、広域政策推進室長」に、「びわこポートレース局長」を「観光文化スポーツ政策室長、ピワイチ推進室長」に、「総務企画室長、競技力向上対策室長」を「交流推進室長」に、「観光企画室長」を「上下水道政策室長、社会活動推進室長、産業ひとつづくり推進室長」に改め、「、高速・幹線道路推進室長」を削り、「および砂防室長」を「、砂防室長、事業推進室長および鉄道ネットワーク室長」に改め、「精神保健福祉センター、食肉衛生検査所」の右に「、動物保護管理センター」を加え、「（中央子ども家庭相談センターを除く。）」を削り、「東北部工業技術センターおよび」を「南部産業技術共創センター、北部産業技術共創センターおよび」に改め、「、原子力防災室長、広域政策推進室長」を削り、「美の魅力発信推進室長、交流推進室長、広報・県民運動室長、競技運営室長、施設調整室長」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長」に改め、「、産業ひとつづくり推進室長、シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長、ピワイチ推進室長」を削り、「および建築指導室長」を「、高速・幹線道路推進室長および自然公園室長」に、「湖北森林整備事務所、動物保護管理センター」を「湖北森林整備事務所」に改め、「除く。）」を削り、「、」の右に「、美術館の美術館創造・リレーション課長」を、「本部長代理」の右に「、ここ滋賀副所長」を加え、「工業技術総合センターの」を「南部産業技術共創センターの」に改め、「、ここ滋賀副所長」を削り、「マーケティングマネージャー」を「政策監」に改め、「美術館の課長」の右に「（美術館創造・リレーション課長を除く。）」を加え、「工業技術総合センター、東北部工業技術センター」を「南部産業技術共創センター、北部産業技術共創センター」に、「高等技術専門学校米原校舎」を「高等技術専門学校」に、「専門研究員、」を「専門研究員ならびに」に改め、「ならびに高等技術専門学校草津校舎の副校長」を削る。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第21号

滋賀県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年滋賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

競走事業管理者	競走事業管理者が任命する職員
---------	----------------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第22号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則(平成29年滋賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表病院事業庁の職員の項の次に次のように加える。

びわこボートレース事業庁の職員	びわこボートレース事業 庁長
-----------------	-------------------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第23号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和43年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

本則中「または病院事業庁長」を「、病院事業庁長またはびわこボートレース事業庁長」に改め、本則の表企業庁の項中「課長相当職」を「課長職」に改め、同表に次のように加える。

びわこボート レース事業庁	課長職以上の職員
------------------	----------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓

令

滋賀県訓令第4号

滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条第2号カ中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、「(労働雇用政策課および女性活躍推進課に関するものを除く。)」を削り、同号ク中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、同号中サをスとし、コをサとし、サの次に次のように加える。

シ びわこボートレース事業庁に関する事。

第1条第2号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 交通まちづくり部に関する事。

第1条第3号イ中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第5号

滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第8号中「びわこボートレース局長、国スポ・障スポ大会局長、観光振興局長」を「観光政策局長」に改める。

第4条第10項中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改め、同条第11項中「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改める。

第9条第1項の表本庁の部課長の項中「国スポ・障スポ大会局、観光振興局」を「観光政策局」に改め、同表地方機関の部次長を置かない地方機関(美術館、琵琶湖博物館、平和祈念館およびリハビリテーションセンターを除く。)の款中「、平和祈念館」を削る。

別表(i)本庁共通決裁事項の表中5の部を削り、6の部を5の部とし、7の部から27の部までを1ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第6号

行幸啓室設置規程(令和6年滋賀県訓令第1号)は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造